

1章 沿革・地理

1 沿 革

● 先史時代

本県最古の遺跡は、約2万年前（旧石器時代後期）の東通村物見台遺跡である。この時期は非常に寒い気候であったが、同付近からナウマンゾウ、オオツノジカ、ヒグマ、トラなどの化石骨が発見されている。人々は、おもに大型獣を追いかながら点々と移動する生活であった。

1万8千年前頃から寒さは徐々に和らぎ、1万4～5千年前には、蟹田町大平山元Ⅱ・Ⅲ遺跡のように旧石器が多量に出土する遺跡も現われ、やがて1万2千年前頃には大平山元Ⅰ遺跡から日本最古級の土器が出現し、縄文時代となる。縄文時代になると天候も地形も現在とほぼ同じになり、弓矢が出現し、人々は、竪穴式住居に住み、ムラを作つて生活するようになる。

縄文時代は、1万2千年前から2千3百年前までであるが、草創期（1万2千年前～9千年前）・早期（9千～6千年前）・前期（6千～5千年前）・中期（5千～4千年前）・後期（4千～3千年前）・晚期（3千～2千3百年前）の6期に分けられている。本県には、各時期とも大きな遺跡が多く、縄文の宝庫といわれているが、特に大きな遺跡は、前期前半期から中期末にかけての大集落・青森市三内丸山遺跡、森田村石神遺跡、天間林村ニツ森貝塚、後期の弘前市十腰内遺跡、青森市小牧野遺跡、六ヶ所村大石平遺跡、晚期の木造町亀ヶ岡遺跡、八戸市是川中居遺跡などがある。

弥生時代は、2,300年前から1,700年前までであり、水田稲作農業が行われるようになる。弘前市砂沢遺跡や田舎館村垂柳遺跡では、水田跡が発見されている。しかし、北海道では、水田稲作農業が行われず、縄文時代と同じような生活であったということから続縄文文化と呼ばれているが、この頃には、本県と北海道の交流は濃密であったことが三厩村宇鉄遺跡の出土品などから知られている。

● 古代

奈良・平安時代になると集落も増加し、東北北部と同じ文化圏となる。しかし、この時代の文書が非常に少ないといため詳しくは知り得ないが、本県域は律令国家体制の外にあり、おおまかに「みちのく」と呼ばれていた。

西暦900年代には、鰯ヶ沢町塙沢遺跡周辺で製鉄、五所川原市前田野目周辺で須恵器が生産され、これらは北海道にまで流通している。この頃には豪族が居たものと考えられている。

最近、浪岡町高屋敷遺跡で、堀と土塁に囲まれた平安時代末頃の集落が発見され、注目されている。

古墳時代は、1,700年前から1,300年前までの時代で、西日本には統一的な国が成立し、大きな前方後円墳が造営された時代であるが、本県では、この時代の遺跡が非常に少ない。天間林村森ヶ沢遺跡で発見された土壙墓は、北海道式の墓壙であるが、出土遺物の中には東北南部のものも含まれており、両方の文化の影響が強くみられる。西暦600年代中頃から、700年代にかけては、八戸市鹿島沢・丹後平、下田町阿光坊、尾上町原から終末期群集墳墓が見られ南からの文化が伝わっている。

● 中世

中世も当県内には古文書が少なく詳しいことは不明であるが、本県は鎌倉時代には執権北条氏の得宗領（直轄地）であったらしい。この得宗領の支配のため、津軽地方では曾我氏や安藤氏、当時「糠部」と呼ばれた南部地方では三浦氏などが地頭代に任命され、現地の政治を行った。安藤氏は在地の豪族として、「蝦夷管領」という称号のもと、津軽半島の十三湊を本拠地に下北半島を含む広い地域を勢力下においた。

室町時代になると南朝方として糠部地方に下向してきた南部氏が台頭してくる。南部氏はのちに曾我氏を滅ぼし、一族の内紛で弱体化した安藤氏を追放し、戦国時代までには津軽一円をも支配するようになる。

しかし、戦国後期には南部氏の家臣であった津軽為信が津軽地方に勢力を伸ばし、南部氏からの独立に成功する。この両者が天下を統一した豊臣秀吉から朱印状を交付され、近世大名として認定されたのである。

南部氏は江戸時代に入ってから本県の三戸から岩手県の盛岡へ本拠地を移した。

● 近世

江戸時代を通じて、本県は日本海側は津軽家弘前藩（当初4万5千石）、太平洋側は南部家盛岡藩（当初10万石）及びその分家である八戸藩（2万石）によって支配された。この両者のもとでそれぞれ産業、交通、学問などが発達し、独自の地方文化が興隆したが、一方で現在の津軽人気質、南部人気質が生まれたと言われる。本県は蝦夷地との結節点にあったことから北方との関連も強く、弘前・盛岡両藩は江戸後期以降たびたび幕府から蝦夷地警備を命じられている。その功で弘前藩は10万石、盛岡藩は20万石に昇格し、弘前藩の分家として黒石藩（1万石）も成立した。

● 近代

明治維新後、盛岡藩は13万石に減封され、本県の南部領には南部氏の分家である七戸藩1万石と、会津から転封された斗南藩3万石が成立した。これらの藩が明治4年7月15日の廃藩置県で一旦そのまま県になりました、同年9月4日に統合されて弘前県になった。しかし、その直後の9月23日に県庁が弘前から青森に移り、ここに青森県が誕生した。

当時の県域は旧松前（館）藩領であった北海道渡島半島の一部や、現在の岩手県の一部である二戸郡を含んでいた。しかし交通の不便さや歴史的背景等から前者は明治5年9月に北海道開拓使に、後者は明治9年5月に岩手県に移管され、現在の県域が確定した。

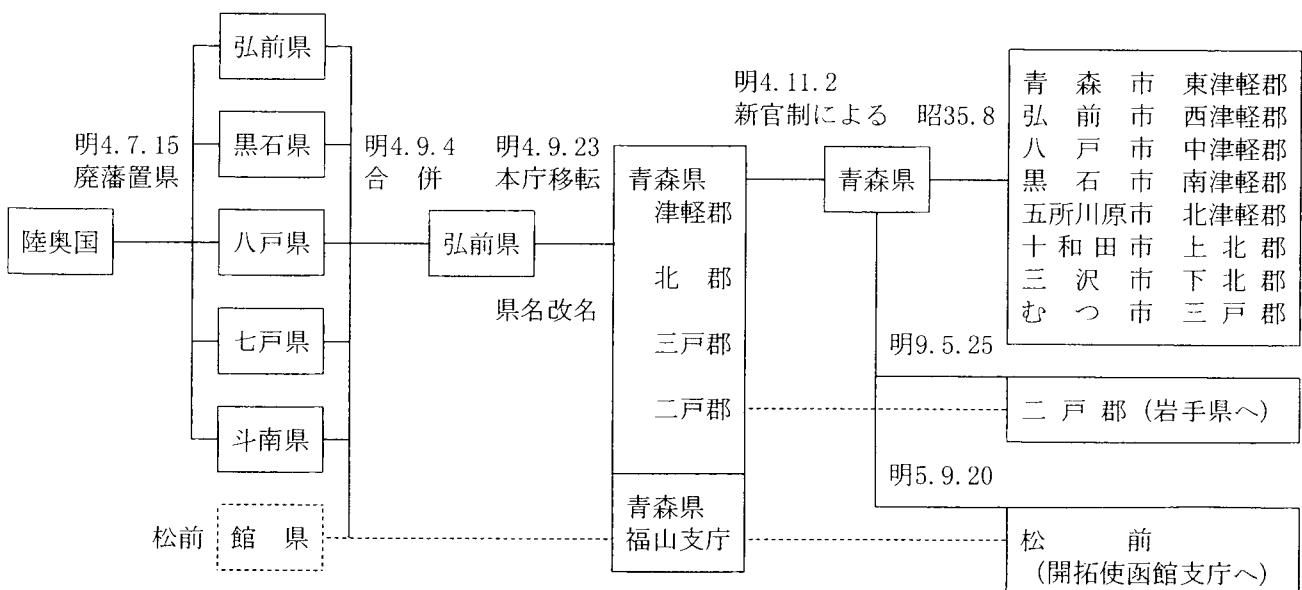
県下の行政区画に関しては、明治6年3月大行政区制がしきれ、県下（二戸郡を含む）は10大区・72小区に分画された。明治11年10月大行政区制は廃止、郡区町村編成法が施行され、旧来の郡名・町村名が復活した。

この際、津軽郡、北郡が分割されたことから、県内は8郡（北津軽郡、南津軽郡、中津軽郡、西津軽郡、東津軽郡、下北郡、上北郡、三戸郡）となった。

明治22年4月「市制」・「町村制」が施行され、江戸時代以来の町村が整理されて、近代的行政市町村が誕生した。県内では弘前だけが唯一市制を敷いたほか、従来の835町村が、5町165村に統合された。のち明治31年4月には青森町が、昭和4年4月には八戸町がそれぞれ市制を敷いている。

戦後地方自治法が施行されると市町村の行政力を高めるため、町村合併促進法が施行され、これを受けた県内には新たに5市が誕生した。市町村の合併は昭和37年10月の東津軽郡野内村の青森市への編入を最後に一段落し、最終的に8市31町28村に編成された。以後県内では合併は行われていないが、のち3村が町制を施行し、現在では8市34町25村となっている。

青森県の変遷



2 市町村変遷一覧

(平成9年10月1日現在)

年 月 日	市	町	村	計	東津		西津		中津		南津		北津		上北		下北		三戸	
					軽郡	郡	町	村	町	村	町	村								
明治22年市制町村制施行時	1	5	165	171	1	24	1	19	-	16	1	27	-	23	-	16	-	9	2	31
大正元年	2	10	158	170	-	23	2	18	-	16	1	28	1	22	3	13	1	8	2	30
昭和元年	2	21	147	170	1	22	3	17	-	16	4	25	3	20	3	13	2	7	5	27
昭和28年10月1日 (町村合併促進法施行時)	3	33	127	163	3	18	3	17	-	16	9	19	5	18	5	11	5	4	3	24
昭和 29. 3.31	3	33	127	163	3	18	3	17	-	16	9	19	5	18	5	11	5	4	3	24
30. 3.31	6	28	52	86	3	5	3	6	-	3	6	4	4	3	4	8	5	4	3	19
31. 3.31	6	30	38	74	3	5	3	5	-	3	6	3	4	3	5	7	5	4	4	8
32. 3.31	6	30	35	71	3	4	3	5	-	3	6	3	4	2	5	7	5	4	4	7
33. 3.31	6	30	34	70	3	4	3	5	-	3	5	3	4	2	6	6	5	4	4	7
34. 3.31	7	31	31	69	3	4	3	5	-	3	5	3	4	2	7	4	5	4	5	5
35. 3.31	8	30	30	68	3	4	3	5	-	3	5	3	4	2	7	4	3	4	5	5
36. 3.31	8	31	29	68	3	4	3	5	1	2	5	3	4	2	7	4	3	4	5	5
38. 3.31	8	31	28	67	3	3	3	5	1	2	5	3	4	2	7	4	3	4	5	5
39. 3.31	8	32	27	67	3	3	3	5	1	2	5	3	4	2	8	3	3	4	5	5
44. 8. 1	8	33	26	67	3	3	3	5	1	2	5	3	4	2	9	2	3	4	5	5
55. 5. 1	8	34	25	67	3	3	3	5	1	2	5	3	4	2	9	2	3	4	6	4

資料 県地方課「市町村事務要覧」

3 市町村の廃置分合境界変更

(平成8年度)

新市町村	合併施行後の人団	変更後の面積	施行年月日	合併形式 境界変更	県議会 議決年月日	合併関係市町村	
						市町村名	合併施行時の国調人口
東北町	変動なし	km ² 207.23	平成7.12.1	境界変更	平成7.10.23	天間林村	変動なし
天間林村	〃	202.59	7.12.1	〃	平成7.10.23	東北町	〃

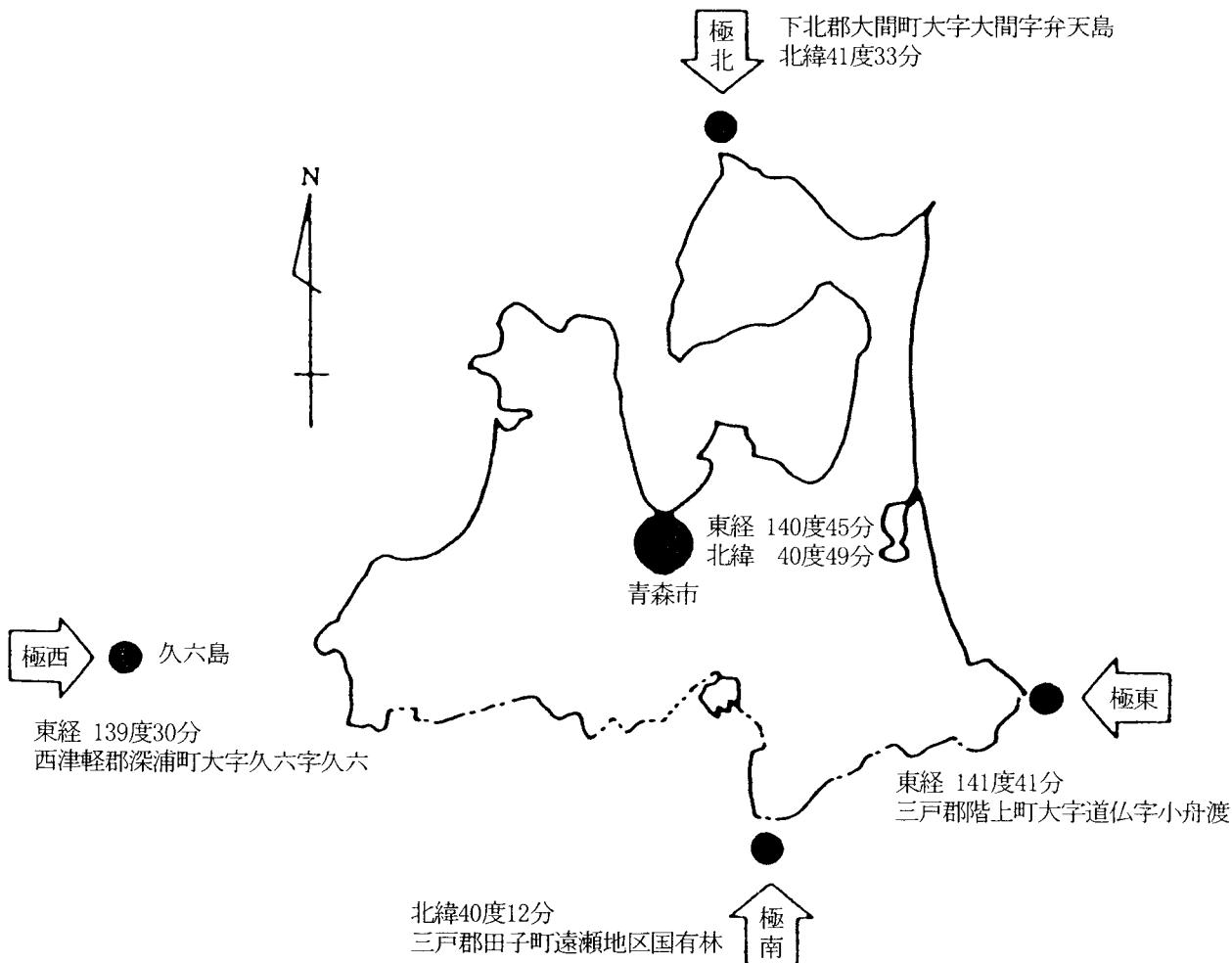
資料 県地方課

4 位 置

本県は、本州の最北端にあり、北は津軽海峡を隔てて北海道と対し、南は秋田、岩手の両県に接している。

東は太平洋、西は日本海に面し、三面海に囲まれている。

本県とほぼ同じ緯度に位置する世界の都市には、ニューヨーク、マドリード、イスタンブール、北京等がある。



5 地 勢

本県の地勢は、中央山地、西部山地、津軽半島脊梁山地、下北半島山地、東部丘陵地、津軽平野、青森平野としてみることができる。

① 中央山地

奥羽地方の脊梁をなす奥羽山脈は、県内中央部の山地を形成し南北に走っている。那須火山脈に属する八甲田山脈及び十和田火山群は、この山地に位置している。八甲田火山群は、駒ヶ峯、乗鞍岳、赤倉岳の諸山岳が密集し、その南に十和田火山群がある。十和田湖は十和田火山の陥没によって形成された山岳地の一明鏡となり、優雅な趣を添え八甲田火山群を加えて国立公園となっている。

② 西部山地

秋田県の出羽山地及び丘陵地の北に亘して、本県との県境において1,000メートル内外の標高を示し、一部は西津軽郡の山地及び丘陵地となり、大戸瀬に至っている。また他の一部は中津軽郡から南津軽郡に亘る県境の山地を形成している。これらの山地及び丘陵地を縫って追良瀬川、赤石川、中村川及び岩木川等が流れ、溪谷を刻んでいる。鳥海火山脈に属する岩木山は、本山地の東北部に崛起し、津軽平野の西にその威容を聳立させている。

③ 津軽半島脊梁山地

この脊梁山脈は、半島を南より北へと走り、十二岳、大倉岳、袴腰岳、四つ滝山の諸山が重疊し、その東西及び南の三翼には丘陵地が発達している。

④ 下北半島山地

下北郡の首部には山岳が重疊し、奥羽山脈の最北端部をなしている。この山地に那須火山脈に属する恐山火山が噴出し、本山地の東半部を占めている。その外輪山である大尽山は、本半島最高の山嶺となっている。大作山、芦沢岳、袴腰山、目滝山等は西半部に各南北に連なり、山岳地を形成している。これら山岳地は本半島の西岸において直ちに津軽海峡に臨み急崖をなしている。半島の首と尻屋岬との中間には田名部低地があり、南北に細長い半島頸部とを結んでいる。

⑤ 東部丘陵地

下北半島の頸部より十和田、八戸に及ぶ東部地域は、中央山地の東翼にも達する丘陵地であり、その間の低地に小川原湖等の湖沼が存在している。馬淵川、五戸川、奥入瀬川等はこの丘陵地を東流している。この東部丘陵地は本邦有数の馬産地で種馬牧場となっていたが今日では昔日の面影はない。

⑥ 津軽平野

中央山地、西部山地及び津軽半島脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野をなしている。岩木川河口に十三湖を擁し下流一帯は泥炭地を形成している。津軽平野は米穀産地として有名であるばかりでなく、りんご産地として全国的に著名である。平野の北部の西縁には七里長浜の砂丘地帯があり、単調な海岸線をなしている。

⑦ 青森平野

青森市を中心として中央山地の北端である夏泊半島脊梁地との間に盆地周緩平野の一部とみなされる平野であって青森県の心臓部ともされている。

6 地 質

地形は地質と密接な関連性がある。各山地は古生層、花崗岩、新第三紀及び火山岩等の堅硬な岩石からなり丘陵地は洪積層及び段丘堆積物で被われ、その間に存する渓谷の底に新第三紀層の露出をみせている。平地は河川の堆積物及び砂礫粘土からなっている。津軽平野は広大な沖積層である。

地質年代		主要堆積岩類	地下資源
第四紀	完新世	砂礫 粘土 火山灰	砂鉄 褐鉄鉱 泥炭 天然ガス 粘土類
	更新世	砂礫 粘土 火山灰 浮石	亜炭 砂鉄 珪藻土 ベントナイト
新 第 三 紀	鮮新世	浮石質凝灰質砂岩 未凝固砂岩浮石 未凝固泥炭 泥岩 集塊岩 凝灰岩 砂岩	亜炭 カオリン 石油 天然ガス 珪藻土 褐炭 ゼオライト
	中新世	硬質頁岩 砂岩 板状泥岩 凝灰岩 緑色凝灰岩 角礫凝灰岩 砂岩 頁岩 集塊岩 磕岩 濃緑色砂質凝灰岩 硬質凝灰岩 角礫凝灰岩	海緑石 マンガン鉱 硫化鉱 水銀鉱 石炭 金銀鉱 銅鉱 亜鉛鉱 方鉛鉱 ベントナイト 絹雲母 酸性白土 苦灰岩 重晶石 ゼオライト クリストバライト
先 第 三 紀	古生代	粘板岩 硅岩 砂岩 石灰岩 輝綠凝灰岩 ホルンフェス	石灰石 大理石 珪石 磁鐵鉱 金銀鉱

資料 県鉱政保安課

7 主 な 山 岳

名 称	標 高	所 在 市 町 村	名 称	標 高	所 在 市 町 村
岩木山	1,625.0 m	岩木町	田茂范岳	1,324.0 m	青森市
大岳	1,584.0	青森市・十和田湖町	※赤倉岳 (南八甲田)	1,298.0	十和田湖町
高田大岳	1,552.0	〃 〃	前嶺	1,251.7	青森市
※井戸岳	1,550.0	青森市	向白神岳	1,250.0	深浦町・岩崎村
※赤倉岳 (北八甲田)	1,548.0	青森市・十和田湖町	雛岳	1,240.3	青森市
櫛ヶ峯 (上岳)	1,516.0	黒石市・平賀町	白神岳	1,235.0	深浦町・岩崎村
小岳	1,478.0	青森市・十和田湖町	石倉岳	1,202.0	青森市
乗鞍岳	1,449.8	十和田湖町	南沢岳	1,198.8	黒石市
駒ヶ峯	1,416.3	青森市・十和田湖町	逆川岳	1,183.4	青森市
硫黄岳	1,360.2	青森市	戸来岳 (三ツ岳)	1,159.0	新郷村・十和田湖町
櫛ヶ峯 (下岳)	1,342.0	黒石市・十和田湖町	尾太岳	1,083.4	西目屋村
横岳	1,339.4	青森市・黒石市	十和田山	1,053.8	十和田湖町

資料 建設省国土地理院

注：※は標高数値確認不能

8 主な河川

名 称	流路延長	水 源 地	流 末 地	名 称	流路延長	水 源 地	流 末 地
馬淵川	142.4km	岩 手 県	八 戸 市	浅瀬石川	44.3km	平 賀 町	藤崎町で岩木川へ合流
岩木川	101.6	西 目 屋 村	市 浦 村	平 川	40.6	碇ヶ関村	" "
新井田川	78.1	岩 手 県	八 戸 市	熊原川	37.0	田 子 町	三戸町で馬淵川へ合流
奥入瀬川	70.7	十 和 田 湖 町	百 石 町	坪 川	35.9	天 間 林 村	天間林村で高瀬川へ合流
高瀬川	63.7	七 戸 町	六ヶ所村	浅 水 川	35.0	三 戸 町	八戸市で馬淵川へ合流
五戸川	50.7	新 郷 村	八 戸 市	十 川	35.0	黒 石 市	五所川原市で岩木川へ合流
中村川	44.9	岩 木 町	鰯ヶ沢町	追良瀬川	33.7	深 浦 町	深浦町
赤石川	44.6	鰯ヶ沢町	"	堤 川	32.6	青 森 市	青森市

資料 県河川課

9 主な湖沼

名 称		面 積 km ²	所属または関係市町村	
小 川	原 湖	62.16	上 北 町	
十 和 田	湖	61.02	〔青森・秋田〕境界未定	
十 三	湖	18.06	市 浦 村	
鷹 架	沼	5.65	六ヶ所村	
尾 駿	沼	3.58	"	
宇 曾 利	山 湖	2.66	む つ 市	
市 柳	沼	1.69	六ヶ所村	
姉	沼	1.56	上 北 町	
田 面 木	沼	1.51	六ヶ所村	
田 光	沼	1.16	車 力 村	

資料 建設省国土地理院

10 主な島

この島については概要である。

名 称	所 在 地	位 置		周 囲	陸地との距離
		東 経	北 緯		
湯 の 島	青森市浅虫	度分 140.52	度分 40.92	km 1.2	m 630
茂 浦 島	東津軽郡平内町茂浦	140.01	40.57	1.4	540
弁 天 島	西津軽郡深浦町	140.00	40.45	0.53	250
大 間 弁 天 島	下北郡大間町大間	140.54	41.33	2.73	218
鯛 島	" 脇野沢村	140.48	41.08	0.42	1,000
弁 天 島	" 佐井村	140.51	41.21	0.52	120
大 島	東津軽郡平内町夏泊	140.58	41.04
久 六 島	西津軽郡深浦町大字久六字久六	139.30	40.30

11 各省庁別所管海岸延長

(平成8年度末現在)

区 分 所管別	海 岸 線 総 延 長 (m)	海 岸 保 全 区 域 要保全延長(m)	海 岸 保 全 区 域 指定済延長(m)	建設省直轄工事延長 (m)
建 設 省	402,279	253,086	205,561	内 28,423
運 輸 省	118,566	57,127	52,395	
構 造 改 善 局	21,181	21,181	20,981	
水 産 庁	205,004	123,650	117,324	
計	747,030	455,044	396,261	内 28,423

資料 県監理課「土木行政概要」

注：構造改善局に水産庁との320メートルの重複がある。

12 市町村別面積

(平成8年10月1日)

市町村番号・名	平成8年面積 (km ²)	市町村番号・名	平成8年面積 (km ²)
02 青森県	9,605.81	380 北津軽郡	(542.14)
201 青森市	692.24	381 板柳町	41.87
202 弘前市	273.80	382 金木町	(126.00)
203 八戸市	213.58	383 中里町	151.63
204 黒石市	216.96	384 鶴田町	46.40
205 五所川原市	(166.91)	385 市浦村	111.74
206 十和田市	316.79	386 小泊村	64.55
207 三沢市	119.97	400 上北郡	(1,653.00)
208 むつ市	245.88	401 野辺地町	81.59
300 東津軽郡	652.54	402 七戸町	134.64
301 平内町	216.87	403 百石町	21.44
302 蟹田町	116.39	404 十和田湖町	(372.01)
303 今別町	125.24	405 六戸町	84.06
304 蓬田村	80.59	406 横浜町	126.53
305 平館村	48.18	407 上北町	119.48
306 三厩村	65.27	408 東北町	207.23
320 西津軽郡	1,085.48	409 天間林村	202.59
321 鮫ヶ沢町	342.88	410 下田町	50.44
322 木造町	120.07	411 六ヶ所村	252.99
323 深浦町	315.34	420 下北郡	1,168.65
324 森田村	24.05	421 川内町	323.64
325 岩崎村	173.57	422 大畠町	235.59
326 柏村	14.23	423 大間町	51.96
327 稲垣村	33.17	424 東通村	294.34
328 車力村	62.17	425 風間浦村	69.56
340 中津軽郡	496.43	426 佐井村	134.97
341 岩木町	146.31	427 脇野沢村	58.59
342 相馬村	103.54	440 三戸郡	1,060.53
343 西目屋村	246.58	441 三戸町	151.55
360 南津軽郡	700.86	442 五戸町	122.14
361 藤崎町	22.02	443 田子町	242.10
362 大鰐町	163.40	444 名川町	83.45
363 尾上町	18.87	445 南部町	29.58
364 浪岡町	132.13	446 階上町	93.87
365 平賀町	221.61	447 福地村	40.18
366 常盤村	15.19	448 南郷村	91.13
367 田舎館村	22.31	449 倉石村	55.68
368 碇ヶ関村	105.33	450 新郷村	150.85

- 資料 1. 建設省国土地理院「平成8年全国都道府県市区町村別面積調」
 2. 十和田湖の水面は、境界未定のため含まない。
 3. 県面積は県地域振興課
 4. 境界未定()は県地方課

13 地目別民

(平成8年度)

地目	区分	県				市
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免稅点未満のもの (ハ)	法定免稅点以上のもとの (ヲ) — (ハ) (ニ)	
田	一般田	23,707,632	904,348,857	42,443,343	861,905,514	9,973,126
	介在田等	904,072	3,816,286	32,865	3,783,421	535,445
畠	一般畠	30,434,129	726,540,568	84,100,741	642,439,827	7,003,153
	介在畠等	356,733	9,988,605	264,086	9,724,519	254,949
宅地	住宅用地	小規模	-	79,305,248	6,210,106	73,095,142
	一 般	般	-	92,459,298	1,051,561	91,407,737
	非住宅地	個人	-	40,361,294	142,972	40,218,322
	宅地法	人	-	43,029,383	4,205	43,025,178
計		27,561,031	255,155,223	7,408,844	247,746,379	16,892,231
塩田						
鉱泉地		3,696	3,680	187	3,493	1,903
池沼		83,476,747	1,024,859	228,118	796,741	316,840
山林	一般山林	2,709,062,138	1,541,780,300	184,674,516	1,357,105,784	333,414,523
	介在山林		15,516		15,516	
牧場		34,196,800	25,901,142	387,171	25,513,971	2,442,940
原野		188,301,141	420,326,973	71,089,563	349,237,410	76,965,654
雜種地	ゴルフ場の用地	856,408	8,131,819		8,131,819	121,000
	遊園地等の用地					
	鉄軌道用地	611,055	13,368,070	86,362	13,281,708	143,914
	その他の雜種地	170,636,784	70,285,160	7,640,362	62,644,832	25,486,530
	計	172,104,247	91,785,049	7,726,690	84,058,359	25,751,444
その他		2,355,444,833	-	-	-	608,592,112
合計		5,625,553,199	3,980,687,058	398,356,124	3,582,330,934	1,082,144,320

資料 県地方課「平成8年度固定資産の価格等の概要調査(土地)」

有 地 面 積

(単位 : m²)

計			町			村		計	
評価総地積 (a)	法定免税点 未満のもの (b)	法定免税点 以上のもの (c) — (d) (e)	非課税地積 (f)	評価総地積 (g)	法定免税点 未満のもの (h)	法定免税点 以上のもの (i) — (j) (k)			
282,324,187	15,393,734	266,930,453	13,734,506	622,024,670	27,049,609	594,975,061			
2,841,981	27,728	2,814,253	368,627	974,305	5,137	969,168			
208,241,588	23,739,499	184,502,089	23,430,976	518,298,980	60,361,242	457,937,738			
6,887,247	191,710	6,695,537	101,784	3,101,358	72,376	3,028,982			
50,451,778	3,224,947	47,226,831	—	28,853,470	2,985,159	25,868,311			
36,197,162	243,079	35,954,083	—	56,262,136	808,482	55,453,654			
24,205,928	57,064	24,148,864	—	16,155,366	85,908	16,069,458			
27,363,326	2,583	27,360,743	—	15,666,057	1,622	15,664,435			
138,218,194	3,527,673	134,690,521	10,668,800	116,937,029	3,881,171	113,055,858			
1,420	28	1,392	1,793	2,260	159	2,101			
162,825	70,644	92,181	83,159,907	862,034	157,474	704,560			
341,158,773	40,809,294	300,349,479	2,375,647,615	1,200,621,527	143,865,222	1,056,456,305			
15,056		15,056		460		460			
1,071,949	9,593	1,062,356	31,753,860	24,829,193	377,578	24,451,615			
153,274,355	23,371,613	129,902,742	111,335,487	267,052,618	47,717,950	219,334,668			
1,330,951		1,330,951	735,408	6,800,868		6,800,868			
4,999,385	142	4,999,243	467,141	8,368,685	86,220	8,282,465			
23,597,769	2,126,417	21,471,352	145,150,254	46,867,391	5,513,911	41,173,480			
29,928,105	2,126,559	27,801,546	146,352,803	61,856,944	5,600,131	56,256,813			
—	—	—	1,746,852,721	—	—	—			
1,164,125,680	109,268,075	1,054,857,605	4,543,408,879	2,816,561,378	289,088,049	2,527,473,329			